

令和 年 月 日

三浦市長 吉 田 英 男 殿

三浦市上水道事業審議会
会 長 鎌 田 素 之

水道料金の改定に関する事項について（答申）

令和3年7月19日付け浦水発第071901号で諮問を受けた標記の件について、別添のとおり答申する。

1 はじめに

三浦市上水道事業審議会は、平成 29 年 10 月 4 日に三浦市上水道事業の経営の在り方について諮問を受け、その答申の中で、水道料金の値上げを選択することは、経営の課題への対応として止むを得ないこととした。ただし、料金改定にあたっては、中長期の視点に立った財政収支を踏まえた水道事業計画を早期に策定すること。また、財政収支、事業計画は定期的に見直し、その際には、水道料金の設定が適切かについても検討することを附帯意見として申し添えた。

この答申を受けて、三浦市水道事業は「安全な水道水を安定していつでもお届けします。」を基本理念とした「三浦市水道ビジョン（経営戦略）」（以下「ビジョン」という。）を令和 3 年 3 月に策定した。

ビジョンは、100 年先を見通しながら、施設のダウンサイジングや更新基準の見直し等を最大限反映したうえで令和 12 年度までに推進すべき内容が示された実行計画であり、答申に沿うものと認められている。

このたびの諮問を受けた水道料金の改定に関する事項については、ビジョンをもとに行った審議の結果、次のとおり答申するものである。

2 答申事項

（1）水道料金の改定について

ア 水道料金算定期間は、ビジョンに基づき令和 12 年度までとした。

イ 水道料金改定時期については、利用者への周知期間を確保するため、給水条例改正の議決後 6 か月以上を経過した日から新たな料金を適用することが望ましいと判断した。

ウ 水道料金改定率は、ビジョンに基づき、令和 12 年度までに見込まれる収入不足を補う事を目途に約 26%とした。

エ ビジョン及び当審議会においては、経営の安定化を最優先させるため、現行の料金体系を踏襲することは止むを得ないと判断した。

オ 少量使用者が増加するなど、水需要の構造が変化してきていることはビジョンでも示されており、今後、水道料金の検討を要するときには、時代に即したありかたを考慮した料金体系について検討すること。

カ 以上により、ビジョンで示した 26%の改定率を現行の全用途の基本料金及び従量料金に一律に乗じた方法で、料金改定を行うこととされたい。ただし、現在の社会情勢を鑑み、次号にある配慮すべき事項を併せて行うこととされたい。

キ なお、水道料金改定の実施にあつては、十分に利用者への周知徹底を図り、その理解を求めること。

(2) コロナ禍への配慮について

ビジョンには、新型コロナウイルスの影響は考慮されていない。

現在も、まん延防止を目的とした対策等への対応により、使用者の多くが厳しい状況にあることを鑑み、相応の配慮が必要であると考えます。

改定にあたっては、ワクチン接種等による蔓延終息までの期間と、その後の経済状況が復旧するまでの期間として、令和6年3月末までは、官公署用以外の改定率を軽減する事が肝要であり、その改定率を、過去3年間（平成29年5月1日から令和2年4月30日までの間）の全国水道料金改定率の概ねの平均値である約10%に留めると考えます。

以上により、令和6年3月31日までは、10%の改定率を現行の官公署用以外の全ての用途の基本料金及び従量料金に一律に乗じた方法で、料金改定を行うこととされた。

令和 年 月 日

三浦市長 吉 田 英 男 殿

三浦市上水道事業審議会
会 長 鎌 田 素 之

水道料金の改定に関する事項について（答申）

令和3年7月19日付け浦水発第071901号で諮問を受けた標記の件について、別添のとおり答申する。

1 はじめに

三浦市上水道事業審議会は、平成29年10月4日に三浦市上水道事業の経営の在り方について諮問を受け、その答申の中で、水道料金の値上げを選択することは、経営の課題への対応として止むを得ないこととした。ただし、料金改定にあたっては、中長期の視点に立った財政収支を踏まえた水道事業計画を早期に策定すること。また、財政収支、事業計画は定期的に見直し、その際には、水道料金の設定が適切かについても検討することを附帯意見として申し添えた。

この答申を受けて、三浦市水道事業は「安全な水道水を安定していつでもお届けします。」を基本理念とした「三浦市水道ビジョン（経営戦略）」（以下「ビジョン」という。）を令和3年3月に策定した。

三浦市水道ビジョン（経営戦略）は、100年先を見通しながら、施設のダウンサイジングや更新基準の見直し等を最大限反映したうえで令和12年度までに推進すべき内容が示された実行計画であり、答申に沿うものと認められている。

このたびの諮問を受けた水道料金の改定に関する事項については、三浦市水道ビジョン（経営戦略）をもとに行った審議の結果、次のとおり答申するものである。

2 答申事項

(1) 水道料金の改定について

ア 水道料金算定期間は、三浦市水道ビジョン（経営戦略）に基づき令和12年度までとした。

イ 水道料金改定時期については、利用者への周知期間を確保するため、給水条例改正の議決後6か月以上を経過した日から新たな料金表を適用することが望ましいと判断した。

ウ 水道料金を抑制するため、水道事業の資金不足に対し措置された一般会計からの補助金は、全ての料金体系に対して公平に措置されてきたものであるため、今回、料金体系の見直しは見送ることとした。

エ 水道料金改定率は、ビジョンに基づき、令和12年度までに見込まれる収入不足を補う事を目途に約26%とした。

エ ビジョン及び当審議会においては、経営の安定化を再優先させるため、現行の料金体系を踏襲することは止むを得ないと判断した。

オ しかし、少量使用者が増加するなど、水需要の構造が変化してきていることはビジョンでも示されており、今後、水道料金の検討を要するときには、時代に即したありかたを考慮した料金体系について検討すること。

カ 本 以上により、ビジョンで示した26%の改定率を現行の全用途の基本料金及び従量料金に一律に乗じた方法で、料金改定を行うこととされたい。ただし、現在の社会情勢を鑑み、次号にある配慮すべき事項を併せて行うこととされたい。このことで、水道料金表（案）を次のとおりとした。

キ なお、水道料金改定の実施にあつては、十分に利用者への周知徹底を図り、その理解を求めること。

水道料金表（案）

[税抜]

	用途別	使用水量	水道料金
基本料金	一般用	0 ㄣ 10 m ³	1,350 円/月
	別荘用	0 ㄣ 10 m ³	6,300 円/月
	業務用	0 ㄣ 10 m ³	2,700 円/月
	寮・保養所用	0 ㄣ 10 m ³	27,720 円/月
	公衆浴場用	0 ㄣ 10 m ³	1,180 円/月
	官公署用	0 ㄣ 10 m ³	4,600 円/月
	工事用	0 ㄣ 10 m ³	7,280 円/月
従量料金		11 ㄣ 20 m ³	222 円/m ³
		21 ㄣ 30 m ³	253 円/m ³
		31 ㄣ 40 m ³	294 円/m ³
		41 ㄣ 50 m ³	316 円/m ³
	一般用	51 ㄣ 100 m ³	340 円/m ³
	別荘用	101 ㄣ 200 m ³	364 円/m ³
		201 ㄣ 300 m ³	388 円/m ³
	業務用	301 ㄣ 500 m ³	412 円/m ³
		501 ㄣ 1,000 m ³	436 円/m ³
	寮・保養所用	1,001 ㄣ ∞ m ³	460 円/m ³
	公衆浴場用	11 ㄣ ∞ m ³	183 円/m ³
	官公署用	11 ㄣ ∞ m ³	460 円/m ³
	工事用	11 ㄣ ∞ m ³	728 円/m ³

(2) コロナ禍への配慮について

三浦市水道ビジョン(経営戦略)には、新型コロナウイルスの影響は考慮されていない。

現在も、まん延防止を目的とした対策等への対応により、使用者の多くが厳しい状況にあることを鑑み、相応の配慮が必要であると考え。

改定にあたっては、ワクチン接種等による蔓延終息までの期間と、その後の経済状況が復旧するまでの期間として、令和6年3月末までは、官公署用以外の改定率を軽減する事が肝要でありものとし、その改定率を、過去3年間（平成29年5月1日から令和2年4月30日までの間）の全国水道料金改定率の概ねの平均値である約10%に留めると考える。とすることが好ましい。

以上により、令和6年3月31日までは、10%の改定率を現行の官公署用以外の全ての用途の基本料金及び従量料金に一律に乗じた方法で、料金改定を行うこととされた。の水道料金表(案)を次のとおりとされたい。

水道料金表（案）

[税抜]

	用途別	使用水量	水道料金
基本料金	一般用	0 ㄣ 10 m ³	1,180 円/月
	別荘用	0 ㄣ 10 m ³	5,500 円/月
	業務用	0 ㄣ 10 m ³	2,350 円/月
	寮・保養所用	0 ㄣ 10 m ³	24,200 円/月
	公衆浴場用	0 ㄣ 10 m ³	1,030 円/月

水道料金の改定に関する事項について（答申）【案】

水道料金改定資料
第3回-1

従量料金	官公署用	-	0	〜	10	m ³	4,600	円/月
	工事用	-	0	〜	10	m ³	6,360	円/月
	一般用	-	11	〜	20	m ³	194	円/m ³
		-	21	〜	30	m ³	221	円/m ³
		-	31	〜	40	m ³	256	円/m ³
		-	41	〜	50	m ³	276	円/m ³
	別荘用	-	51	〜	100	m ³	297	円/m ³
		-	101	〜	200	m ³	318	円/m ³
		-	201	〜	300	m ³	339	円/m ³
	寮・保養所用	-	301	〜	500	m ³	360	円/m ³
		-	501	〜	1,000	m ³	381	円/m ³
		-	1,001	〜	∞	m ³	402	円/m ³
	公衆浴場用	-	11	〜	∞	m ³	160	円/m ³
	官公署用	-	11	〜	∞	m ³	460	円/m ³
工事用	-	11	〜	∞	m ³	636	円/m ³	

付帯意見

- 1— これまで、三浦市水道事業の資金不足に対し一般会計補助金が措置されていたことから公平性を考慮し、今回の料金改定では、現行の料金体系を維持したうえで一律の改定率とした。しかし、今後、水道料金を見直す際においては、料金体系の見直しを含め、その設定が適切かについても検討すること。
- 2— 水道料金改定の実施においては、十分に使用者への周知徹底を図り、その理解を求めること。

令和3年第3回三浦市上水道事業審議会書面開催 答申案についての意見と回答

水道料金改定資料 第3回-2

No	答申該当部分	委員からの意見	回答 事務局回答 意見聴取後
1	2 答申事項 (1)水道料金の改定について ウ 水道料金を抑制するため、水道事業の資金不足に対し措置された一般会計からの補助金は、全ての料金体系に対して公平に措置されてきたものであるため、今回、料金体系の見直しは見送ることとした。	ウの「一般会計からの補助金は、…見直しは見送ることとした。」の記述は、どういう意味をあらわし、それが料金体系の見直しを見送る理由になるということが、理解できない。	○既に資金の枯渇している水道事業は一般会計の補助を得ながら、ようやく将来見直しを示し、26%の料金改定が必要なお示しすることが出来たのが現状であります。 ○水需要の傾向は、核家族化、少子高齢化に加え、ライフスタイルの変化により少量使用者が増加する方向に変化してきており、料金改定に合わせ、基本水量の見直し、口径別体系への移行など、時代に即した料金のあり方を検討することも望ましいと考えますが、三浦市の情勢は、産業構造などにより、生産人口の減と伴う次世代人口の減のほか、高齢人口の増を含めて、流出人口の割合から、全人口の減少が顕著です。 ○今回の改定では、水道事業の不足原資を補てんすることが目的であり、負荷度合の偏重は、かえって不公平感を与えることや、改定の目的と異なる議論に発展することが想定されます。 ○まずは当面となる、向こう10年間の経営の安定化を図ることを目途に、現行の用途別料金体系を維持し、一律に26%の率を乗じ、使用者のご負担を得ることが公平な手法であると考えています。 ○しかしながら、将来において、水需要の動向や、水不足から水余りの時代に突入していく過程の中で、時代に即した料金体系の見直しは必要であるとの考えもありますことから、答申案のように修正させていただきます。
2	2 答申事項 (1)水道料金の改定について ウ～オ	料金改定は、体系における各料金区分の累進性、使用量に応じた利用者数の分布、使用量の多寡による施設整備への負荷などの条件を検討して決められるものとする。従って当審議会から、料金体系の見直しは行わず、オにある一律26%を乗じた表とすることを諮問することは、不適切と思う。	○資金不足は既に発生し、補てん財源として市税が投入され、市民サービスに影響を及ぼしかねない状況であることは既知の事実と認識しています。 ○前回の答申にあるように、将来計画を示し、26%の料金改定は必要であることをお示しできており、これらを含めて審議会での合意は得られているものと推察しています。 ○審議会での諮問には料金改定は了とし、料金体系の議論はなされていないので含まないことが適切であるとの意見ですが、改定は、不足収入を得ることが主たる目的であり、利用者の負担は改定に伴い増加するものです。あわせて体系の変化をすることは、その増加に変化を与えるもので、利用者に不公平感が生まれることは否めないと考えます。 ○改定の趣旨を説明し、理解を得るうえで、現行の体系を維持することの説明は、「やむを得ない」との認識を求める説明に有効ではないかと捉えています。 ○したがって、審議会において、この考えに理解を求め、了解されれば、検討し了承したものと解釈すべきものと推察し、このことを踏まえた上で、答申を修正させていただきます。
3	2 答申事項 (1)水道料金の改定について ウ～オ	審議会が諮問することは、「安全な水道水を安定して届けるために必要な収入確保のため、見込まれる26%の不足を補える料金改定をすべき」と答申するまでと考える。	「安全な水道水を安定して届けるために必要な収入確保のため、見込まれる26%の不足を補える料金改定をすべき」というような方向で答申案を作成します。
4	2 答申事項 (1)水道料金の改定について ウ～オ	料金体系は、市民サービスの在り方に深くかかわるものであり、あくまで、市の責任で確定するものとする。料金体系が策定できていないのであるなら、残念ながら、一律26%とする条例案を提出することは、やむを得ないが、それは市側が責任をもって説明(理由としては、例えば今回は一律に率による軽減措置をとるため、その影響も平均に及ぶようにするため)すべきことで、審議会が短期間に決定し、市に示すものではないと考える。 したがって料金表を出すこともやめるべきと思う。 すくなくとも審議会では、料金体系について全く議論がなされていない。あえて言えば、市長の諮問に「やむを得ず一律の改定としたいがどうか」という項目が入っていたならば、審議の結果、「妥当」という答申を出す可能性はある。	NO1、2の理由により、「料金体系ビジョン及び当審議会においては、経営の安定化を再優先させるため、現行の料金体系を踏襲することは止むを得ないと判断した。」と修正させていただきます。 なお、答申中に料金表があることにより、料金体系の変更についての議論を行ったと誤解されることも考えられるため、答申から削除いたしました。
5	2 答申事項 (2)コロナ禍への配慮について	コロナ禍での市民への配慮については、特別に料金表を設定するものではなく、あくまでも一定期間「軽減措置」を講ずるということで、軽減率を50%とか一定の割合に定め施行することが妥当と考える。(料金徴収の際の事務処理が問題となるかは、不明)	○コロナ禍において、神奈川県水道が一律10%の減額を4か月行つたように、一律〇〇%減額と一時的に行っている事業体は存在します。 ○三浦市水道事業としては、26%の改定が必要であり、コロナ禍による配慮を考えた際、不足する財源は、一般会計からの補助金に頼らざるを得ません。第1回三浦市上水道事業審議会の際に保留とさせていただいたとおり、一般会計との調整を行いました。 ○結果、一般会計がどれだけ出せるからという形で改定率を出すことは適切でないという結論に至り、利用者に向けて、このコロナ禍であっても最低限は負担をお願いしたい。不足する分は、一般会計で補うという考え方に至りました。それが、過去3年間の全国平均改定率10%であります。 ○不測の事態による軽減率の設定には、1/2、50%など、軽する理由よりも不測の事態に対応したという理由で成り立つ考えも有効と思いますが、「利用者」に最低でも10%は負担していただきたいという市側の趣旨として、あくまでも、26%の改定を必要とするが、コロナ禍を考慮し、利用者に対して最低10%の負担はお願いしたい結果として61.5%の軽減(26%×61.5%=16%分を軽減した)を図つたという思考であることをご理解願いたい。
6	2 答申事項 (2)コロナ禍への配慮について	また、案にある改定率10%は、過去3年間の全国水道料金改定率のおおむね10%を用いるということだが、今回の軽減措置の率とどう結びつのか不明。むしろ26%の改定を行わなければ、水道水の安定供給ができなくなる。が、喫緊の課題だが、市民生活を考慮するとき、やむを得ず一定期間は、値上げによる影響を少しでも軽減したいという姿勢で、軽減率を設定したとすべきでは？	軽減率をどうするかは思考ではなく、このコロナ禍においてどれだけ改定率なら利用者に対して説明がしやすいか、また、一般会計の財力との兼ね合いも含め、NO5のように、あくまでも、26%の改定を必要とするが、コロナ禍を考慮し、利用者に対して最低10%の負担はお願いしたい結果として61.5%の軽減を図つたという思考であることをご理解ください。
7	2 答申事項 (2)コロナ禍への配慮について	軽減を図る期間は、全く予測がつかないので、とりあえず令和6年3月末とすることは、妥当と考える。	答申案とします。ありがとうございます。
8	付帯意見 1 これまで、三浦市水道事業の資金不足に対し一般会計補助金が措置されていたことから公平性を考慮し、今回の料金改定では、現行の料金体系を維持したうえで一律の改定率とした。しかし、今後、水道料金を見直す際には、料金体系の見直しを含め、その設定が適切についても検討すること。	これまで述べてきた理由で不要。	NO3に同じ
9	2 水道料金改定の実施にあつては、十分に使用者への周知徹底を図り、その理解を求めると。	記述するならば、2.(1)イに付け加えるべき。	付帯意見の内容を本文中に表記する方法で修正いたしました。